平成２９年（フ）第４８０号
京都市右京区西京極堤下町８番地　さわやかはーとらいふ西京極　310号室
債務者　近藤　正男
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４５号
京都市左京区聖護院東寺領町１番地
債務者　北出　勝幸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県加西市北条町横尾119番地の１　グリーンハイツ水田105号
債務者　古本　紳介
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２５号
兵庫県加西市北条町横尾119番地の１　グリーンハイツ水田105号
債務者　古本佳代子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１８号
福岡県みやま市瀬高町下庄1520番地７
債務者　林　智恵美
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１０１１号
大阪市西成区花園南２丁目１番４号　スペースライフ天下茶屋　505
債務者　森　祐啓
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９９号
大阪市旭区生江３丁目21番１―506号
債務者　吉田　典哲
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００６号
大阪市西成区玉出西２丁目７番23―1203号
債務者　小原工業こと　小原　信治
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６２号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目３番30―503号
債務者　荒尾いづみ
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１８５号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1024号、前住所札幌市北区麻生町６丁目13番24―102号
債務者　柴　　健二
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２９４号
大阪市東住吉区今川６丁目２番３号
債務者　石崎　麻実
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７５号
大阪府交野市倉治２丁目７番11号
債務者　佐久川　栄
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３８１号
大阪市西成区玉出西２丁目７番23―1203号
債務者　小原　真記
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３８５号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目15番１号、前住所大阪府枚方市東中振１丁目63番15―14号
債務者　早川　禎亮
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３９７号
大阪市生野区桃谷２丁目９番14号
債務者　朝日　昭子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸517番地３　県営住宅貴船団地１棟201号
債務者　川上　和也
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸517番地３　県営住宅貴船団地１棟201号
債務者　川上　智代
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部